

四半期報告書

(第12期第2四半期)

自 平成23年6月1日

至 平成23年8月31日

株式会社パイプドビッツ

東京都港区赤坂二丁目9番11号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3

第3 設備の状況

7

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	12
(4) ライツプランの内容	12
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	12
(6) 大株主の状況	12
(7) 議決権の状況	13

2 株価の推移

13

3 役員の状況

13

第5 経理の状況

14

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	15
(2) 四半期損益計算書	17
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	19

2 その他

26

第二部 提出会社の保証会社等の情報

27

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年10月14日
【四半期会計期間】	第12期第2四半期（自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日）
【会社名】	株式会社パイプドビット
【英訳名】	PIPED BITS Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目9番11号
【電話番号】	(03)5575-6601
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大屋 重幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目9番11号
【電話番号】	(03)5575-6601
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大屋 重幸
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第2四半期 累計期間	第12期 第2四半期 累計期間	第11期 第2四半期 会計期間	第12期 第2四半期 会計期間	第11期
会計期間	自平成22年 3月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 3月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 6月1日 至平成22年 8月31日	自平成23年 6月1日 至平成23年 8月31日	自平成22年 3月1日 至平成23年 2月28日
売上高（千円）	641,716	812,097	326,936	427,498	1,327,779
経常利益（千円）	114,335	82,616	60,710	62,736	245,337
四半期（当期）純利益（千円）	74,158	55,350	42,703	43,840	113,482
持分法を適用した場合の投資利益 （千円）	—	—	—	—	—
資本金（千円）	—	—	186,831	186,831	186,831
発行済株式総数（株）	—	—	16,370	16,370	16,370
純資産額（千円）	—	—	1,113,577	1,202,861	1,152,900
総資産額（千円）	—	—	1,287,066	1,435,660	1,391,435
1株当たり純資産額（円）	—	—	67,696.26	73,479.65	70,098.43
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	4,530.16	3,381.22	2,608.62	2,678.10	6,932.33
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	4,513.89	3,368.67	2,599.41	2,668.16	6,907.43
1株当たり配当額（円）	—	—	—	—	—
自己資本比率（%）	—	—	86.1	83.8	82.5
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	63,663	△2,710	—	—	165,348
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△32,443	△129,162	—	—	△115,269
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	—	927,680	814,667	946,539
従業員数（人）	—	—	139	162	146

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社はありませんので、記載しておりません。

3. 当社は、配当を行っておりませんので、1株当たり配当額については、記載しておりません。

4. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成23年8月31日現在

従業員数（人）	162	(7)
---------	-----	-----

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、当第2四半期会計期間の平均雇用人員を（外書き）で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第2四半期会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)	前年同四半期比 (%)
情報資産プラットフォーム事業(千円)	356,067	108.9
メディアEC事業(千円)	49,402	—
EC運営事業(千円)	22,027	—
合計(千円)	427,498	130.8

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

3. メディアEC事業は平成22年12月1日より新たに開始した事業であり、またEC運営事業は平成23年3月1日より新たに開始した事業であるため前年同四半期比はありません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

平成23年9月30日開催の取締役会決議により、ビジネスオンライン株式会社の一部事業である「ネットde会計」「ネットde青色申告」に関する事業の譲受けについて、同日付けで事業譲渡契約書を締結し、同契約に基づき事業譲受を完了いたしました。概要は、第5 経理の状況 1. 四半期財務諸表 注記事項(重要な後発事象)に記載のとおりであります。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間におけるわが国の経済状況は、輸出や個人消費において持ち直しの動きが見られるものの、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあります。

一方、インターネット業界においては、総務省の平成22年「通信利用動向調査」によると、クラウドサービスを利用している企業の割合は13.7%であり、利用企業のうち、効果があったと回答した企業は79.9%と、約8割の企業が効果があったと回答しております。

また、総務省において、地方公共団体が業務システムを低廉かつ効率的に利用するための「自治体クラウド」計画が進行するなど、コスト、業務プロセスなどの削減効果が見込めるクラウドの普及促進が期待されています。

このような状況の中、当社は「情報資産の銀行」というビジョンを掲げ、クラウドで提供する情報資産プラットフォームのアカウント数の増加と新事業の基盤整備に取り組んでまいりました。

持続的な業容拡大と事業基盤の強化を目的として、事業部制を採り入れ、営業現場における意思決定のスピードや機動力を重視した営業組織の再構築を行うとともに、新商品・新サービスを創り出す企画・開発組織を拡充し、柔軟な対応力と競争力の高い組織体制の整備を行い、サービスの魅力とCSの充実を通してお客様価値の向上を目指してまいりました。

平成23年3月には、政治情報資産クラウド「政治山」の提供を開始しました。

「政治山」は、選挙情報に留まらず、市民の声や自治体情報、議会情報などをコンテンツとして盛り込み、政治情報全般を取り扱う日本初の政治情報資産プラットフォームとして運営してゆく方針であり、クラウドを活用した効率

的なサイト運営と当社が提供する情報資産プラットフォーム「スパイラル(R)」との相乗効果により、独自性の高いサービスとして持続的な提供を目指してまいります。

平成23年4月には、地域密着型SNS「I love 下北沢」の提供を開始しました。

「I love 下北沢」は、Webサイトからの一方的な情報発信だけでなく、下北沢という地域を愛する人と人とながらがる仕組みを提供し、下北沢にある店舗、下北沢を愛する人の両方の満足を高めることで、地域活性化を目指すサービスとして運営してまいります。

また、平成23年5月には、第三者機関として「AKB48 22ndシングル選抜総選挙」投票システムを提供いたしました。大規模投票が予想された中、選挙としての公正性を確保するため、集計や納品といった人的な運用体制の構築、QRコードやシリアルナンバーの発行といった不正投票を排除する技術の提供、専用サーバ・専用線の確保といったインフラの整備等、当社がこれまで蓄積したプラットフォーム事業のノウハウを駆使することで、公正な選挙実施を支援いたしました。

今後は、今回構築したシステムや運用ノウハウを国や自治体の政治等の選挙へ応用することも検討してまいります。

平成23年7月には、ビジネスオンライン株式会社の事業のうち、会計クラウドサービス「ネットde 会計」及び「ネットde 青色申告」事業を譲り受けることについての基本合意契約を締結いたしました。本事業譲受が実現することにより、情報資産プラットフォームのバリエーションがさらに増えることに加えて、当社が既に提供している「給与明細電子化サービス」との親和性が極めて高いことから、多くの中小零細企業又は個人事業主に対して、業務効率向上とコスト削減を両立するクラウドをベースとした幅広いバックオフィスのソリューションを提供することが可能となります。

また、平成23年9月より福岡支店を開設しております。九州エリアでの販売網の拡大とサポートの充実を当面の主な目的としておりますが、今後は研究開発機能の充実とバックアップセンターの整備を図ると共に、地域振興やアジアとの連携強化などの九州ならではの新規事業の立ち上げ拠点とすることを検討してまいります。

前期平成22年12月より開始したメディアEC事業及び当期より開始したEC運営事業についても、情報資産プラットフォーム事業との情報共有、連携を強化し、売上高の拡大を行ってまいりました。

一方で、即戦力となる中途社員の採用、新卒新入社員の増員、本社移転に伴う造作、サービス認知向上やインバウンド営業を目的とした広告宣伝、販売促進に係る投資を継続的に実施してまいりました。特にブランディングと販売促進の一環として「第2回クラウドコンピューティングEXPO春」へ出展するなど、中長期的な成長を見据えた大型先行投資を実施いたしました。

以上の結果、平成24年2月期第2四半期会計期間の業績につきましては、売上高は427百万円（前年同期比30.8%増）、営業利益は62百万円（同3.7%増）、経常利益は62百万円（同3.3%増）、四半期純利益は43百万円（同2.7%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

なお、第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

また、メディアEC事業及びEC運営事業について、前年同期は該当ありません。

①情報資産プラットフォーム事業

情報資産プラットフォームの有効アカウントについては、特定業種・業界向けパッケージ商品の提供、Web制作や開発会社様向けのパートナープログラムSDP（Spiral Developers Program）の提供、「スパイラル(R)」を応用・活用する一般消費者参加型サービスの開始、「スパイラル(R)」と「スパイラルEC(R)」との相乗効果による複数アカウントの提供等の施策を行ってまいりました。

平成23年4月には「スパイラル(R)」の新バージョン1.10.30を提供いたしました。

新機能として、「トランザクションDB」は、登録したデータを複数のDBに自動的に登録、更新、削除できるDB機能です。「トランザクションDB」を利用することで、マスタDBは常に正規化された最新の状態で維持され、効率のよい更新作業とデータの矛盾の発生を回避することができます。

「不動産反響取込」は、反響通知メールを自動的にDBに登録します。見込み顧客の情報をDB化することにより、業務効率の向上を図ることができ、また、機械的にDB化するため、入力ミスや対応漏れを防ぎ、効率的かつ確実な運用が可能になります。

また、平成23年7月に「スパイラル(R)」の新バージョン1.10.31を提供いたしました。

新機能として、「スパイラル(R)API」は、「スパイラル(R)」から外部システムへのデータ受け渡し、認証等が可能なAPIとしての機能です。TwitterやFacebookに代表されるSNSサービスとの連携も可能で、最近普及が著しいスマートフォンなどのデバイスを活用することで、DB操作の利用シーンが格段に広がります。また、当社の強固なセキュリティを保持したままAPIによる外部連携を可能とする機能であるため、Web制作会社やソフトウェア開発ベンダーにとっては、Web制作・開発の現場で求められている質・コスト・安全性を同時に実現できます。

「名刺登録」は、名刺をスキャナでデジタル化し、「スパイラル(R)」のDBに登録することができます。単に名刺データをそのままDBへ取り込むだけでなく、独自の運用方法で名刺を回収、DB登録を行い、正確な名刺情報として安全に保管し、且つ名刺交換した顧客とWeb上でコミュニケーションする場を新たに提供します。

「スパイラル(R)CORPAS」は、当社「スパイラル(R)」のシステムとフライシュマン・ヒラード・ジャパン社のコンサルティングノウハウの協業により実現する機能であり、組織が抱える問題点の把握と組織を健全で継続的に成長・発展させてゆくためのオンライン組織診断ツールです。

さらに、平成23年8月には、「AKB48 22ndシングル選抜総選挙」で使用した投票システムを応用し、新たに「シリアルナンバー投票システム」としてサービス提供を開始いたしました。ファン参加型のコンテンツ企画や、消費者の意見や嗜好を反映した商品企画の現場で注目されている大型の投票キャンペーンにおいて、システム構築コストの増加、プロジェクト全体のスピードダウン、不正投票リスクなどの課題を解決することができます。

アパレル特化型ECプラットフォーム「スパイラルEC(R)」については、積極的な先行投資を継続しながら拡販に取り組んでおります。大型案件の受注や継続的に案件を受注・納品するための組織、インフラ体制は整いつつあり、有効アカウント数は堅調に推移しております。引き続き「スパイラルEC(R)」の独自機能や価格優位性等を訴求し、有効アカウント数の増加に取り組んでまいります。

これらの結果、情報資産プラットフォーム「スパイラル(R)」及び「スパイラルEC(R)」の有効アカウント数は、平成23年8月31日時点で2,326件となり、当第2四半期会計期間の売上高は356百万円（前年同期比8.9%増）、営業利益は87百万円（同45.0%増）となりました。

②メディアEC事業

平成22年12月より開始した当事業は、クライアントのマーケティングやプロモーション活動に貢献できるソリューションを提供することを目的としており、クライアントのサービス認知度の向上、Webサイトへの集客、ブランド力向上等のマーケティング支援としてインターネット広告販売等を行ってまいりました。

「2010年(平成22年)日本の広告費」(株式会社電通調べ)によると、平成22年の総広告費5兆8,427億円の内、インターネット広告市場は7,747億円(前年比109.6%)となり、テレビに次ぐ第2の広告媒体へと成長しております。このような環境のもと、当社では積極的な営業活動を展開し、アフィリエイト広告を中心に売上を拡大しました。

また、平成23年8月より自社媒体「政治山」の広告枠について試験的に販売を開始しました。今後は、選挙情報や特集ページ等、更なる内容の充実を図ることでPV数の増加を目指し、より魅力のある媒体へ育てていきます。

引き続き、カテゴリーに特化した自社媒体の構築・運営を行い、他社のWeb媒体への出稿も行いながら、広告効果と利益率の向上を狙ってまいります。

これらの結果、当第2四半期会計期間の売上高は49百万円、営業損失は12百万円となりました。

なお、当社は、広告販売の売上高については、広告枠の仕入高を売上高から控除する純額で表示（ネット表示）しており、広告枠の仕入高控除前の総額で表示（グロス表示）した場合の売上高は138百万円となります。

③EC運営事業

平成23年3月より開始した当事業は、平成23年3月1日に株式会社Grasより譲り受けた事業を主体としており、アパレル・ファッションに特化したECサイトの運営受託、企画、制作等の業務を行ってまいりました。

ECサイトの運営受託業務の具体的な内容は、商品情報をECサイトに掲載するために必要な撮影・採寸・原稿といった「ささげ業務」の他、物流・決済及びコールセンター支援等のEC運営に係るフルフィルメントサービスで、これらを内製化して行うことで、ECサイト立ち上げ業務の早期化と効率化及び流通総額増加の支援体制が整いました。

また、当社の新規・既存顧客へのECサイト運営に関する提案の幅が広がり、これまでより付加価値の高いサービス提供が可能となり、当社で既に展開している「スパイラルEC(R)」との相乗効果によって、更なる流通総額の増加を目指してまいります。

これらの結果、当第2四半期会計期間の売上高は22百万円、営業損失は12百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ44百万円増加し、1,435百万円となりました。

これは主に、法人税等の支払いや事務所移転に伴う支出による現金及び預金の減少131百万円、売上の増加による売掛金の増加65百万円、事務所移転による建物及び工具器具備品の増加53百万円、新サービスの開発等によるソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加24百万円、事業譲受によるのれんの増加18百万円、事務所移転による差入保証金の増加20百万円によるものです。負債は、前事業年度末比で5百万円減少し、232百万円となりました。これは主に、未払金の増加60百万円、法人税等の支払いによる未払法人税等の減少64百万円、前受金の増加21百万円、本社移転費用引当金の戻入による減少25百万円によるものです。純資産は、前事業年度末比で49百万円増加し、1,202百万円となりました。これは主に、利益剰余金の増加55百万円によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、第1四半期会計期間末に比べ80百万円増加し、814百万円となりました。

当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間における営業活動の結果得られた資金は、98百万円（前年同四半期78百万円の収入）となりました。これは主に、税引前四半期純利益の計上71百万円、売上債権の増加額36百万円、賞与引当金の増加額29百万円、未払金の増加額15百万円、前受金の増加額16百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間における投資活動の結果支出した資金は、17百万円（前年同四半期9百万円の支出）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出4百万円、無形固定資産の取得による支出19百万円、敷金及び保証金の差入による支出2百万円、敷金及び保証金の回収による収入9百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間における財務活動の結果得られた資金は、ありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期会計期間における研究開発費の金額は22百万円であります。

なお、当第2四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況において重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	74,600
計	74,600

②【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数 (株) (平成23年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年10月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,370	18,876	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制 度は採用して おりません。
計	16,370	18,876	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成23年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

①平成17年5月30日定時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	21(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	42(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	13,500(注)6
新株予約権の行使期間	平成21年5月30日から 平成26年5月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 13,500(注)6 資本組入額 6,750(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注) 1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、当該新株予約権に係る付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を調整します。

2. 当社が当社普通株式につき株式分割（株式無償割当てを含む。）または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の転換または行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前」を「自己株式の処分前」に、それぞれ読み替えるものとする。さらに、割当日後、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

3. 新株予約権の行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限りま。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- (3) 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- (4) その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- (1) 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

7. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その、端数を切り上げるものとする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

上記(注)4(注)4の(1)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える)に準じて決定する。

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条に基づく新株予約権の状況は、次のとおりであります。

②平成18年5月29日定時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成23年8月31日)
新株予約権の数(個)	15(注)5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1	30(注)5,6
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)2	24,000(注)6
新株予約権の行使期間	平成22年5月29日から 平成27年5月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,000(注)6 資本組入額 12,000(注)6
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

(注)1. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整いたします。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行います。

2. 当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合、または、自己株式を処分する場合(新株予約権の行使の場合は除く。)は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとしたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる行使価額の調整を行います。

3. 新株予約権の行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限ります。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
- (3) 新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
- (4) その他の条件は、株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

4. 新株予約権の取得条項

新株予約権者について、次の各号の事由のいずれかが生じたときは、当社は当該事由が生じた日に、当該新株予約権者からその有する新株予約権全部を無償で取得いたします。当社は当該新株予約権の取得と引き換えに、当社の株式・社債・新株予約権・新株予約権付社債のいずれも交付しません。

- (1) 新株予約権者が当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を喪失し、これらのいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 新株予約権者が死亡したとき。

5. 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じています。

6. 平成18年7月1日付をもって株式分割（1：2）を行ったことに伴い新株予約権の目的となる株式の数、払込金額並びに発行価格及び資本組入額は調整されております。

7. 組織再編行為における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後払込金額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その、端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
上記(注)4(注)4の(1)については、「当社」を「再編対象会社」と読み替える)に準じて決定する。
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成23年6月1日～平成23年8月31日	—	16,370	—	186,831	—	96,831

- (注) 1. 平成23年9月1日を払込期日とする第三者割当による増資により、発行済株式総数が2,500株、資本金及び資本準備金がそれぞれ128,750千円増加しております。
2. 平成23年9月1日及び9月2日において新株予約権の行使により、発行済株式総数が6株、資本金及び資本準備金がそれぞれ61千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

平成23年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
佐谷 宣昭	東京都目黒区	8,120	49.60
キャピタルズワン有限会社	千葉県市川市鬼高二丁目10番10号	5,480	33.47
井上 修二	兵庫県神戸市垂水区	183	1.11
東山 明弘	千葉県市川市	140	0.85
山田 剛	大阪府東大阪市	135	0.82
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	117	0.71
志賀 正規	東京都港区	102	0.62
丸山 雅司	東京都世田谷区	81	0.49
奥宮 健太	千葉県柏市	73	0.44
鈴木 智博	石川県金沢市	53	0.32
計	—	14,484	88.48

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 16,370	16,370	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	16,370	—	—
総株主の議決権	—	16,370	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成23年 3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高 (円)	137,000	130,000	142,000	149,000	130,600	115,000
最低 (円)	66,500	86,500	108,000	110,000	113,000	98,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期財務諸表並びに当第2四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	814,667	946,539
売掛金	255,281	189,728
商品	2,211	—
仕掛品	799	666
その他	60,566	67,486
貸倒引当金	△6,804	△5,493
流動資産合計	1,126,722	1,198,927
固定資産		
有形固定資産	※1 71,603	※1 18,510
無形固定資産	111,395	68,225
投資その他の資産		
差入保証金	122,997	102,904
その他	3,845	4,192
貸倒引当金	△903	△1,325
投資その他の資産合計	125,939	105,772
固定資産合計	308,937	192,508
資産合計	1,435,660	1,391,435
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,752	—
未払金	102,266	41,341
未払費用	16,260	13,636
未払法人税等	11,553	76,462
未払消費税等	※2 8,396	15,931
賞与引当金	57,541	54,387
本社移転費用引当金	—	25,293
その他	35,027	11,481
流動負債合計	232,798	238,534
負債合計	232,798	238,534

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成23年2月28日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	186,831	186,831
資本剰余金		
資本準備金	96,831	96,831
資本剰余金合計	96,831	96,831
利益剰余金		
その他利益剰余金		
プログラム等準備金	2,143	4,286
繰越利益剰余金	917,055	859,562
利益剰余金合計	919,198	863,848
株主資本合計	1,202,861	1,147,511
新株予約権	—	5,389
純資産合計	1,202,861	1,152,900
負債純資産合計	1,435,660	1,391,435

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
売上高	641,716	812,097
売上原価	83,465	160,188
売上総利益	558,251	651,908
販売費及び一般管理費	* 444,403	* 569,649
営業利益	113,847	82,259
営業外収益		
受取利息	175	83
受取手数料	311	152
その他	—	121
営業外収益合計	487	356
経常利益	114,335	82,616
特別利益		
新株予約権戻入益	7,228	5,389
本社移転費用引当金戻入益	—	3,228
特別利益合計	7,228	8,618
税引前四半期純利益	121,563	91,234
法人税、住民税及び事業税	50,599	9,805
法人税等調整額	△3,194	26,078
法人税等合計	47,404	35,883
四半期純利益	74,158	55,350

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
売上高	326,936	427,498
売上原価	40,927	94,000
売上総利益	286,008	333,497
販売費及び一般管理費	* 225,625	* 270,903
営業利益	60,382	62,594
営業外収益		
受取利息	175	83
受取手数料	151	51
その他	—	7
営業外収益合計	327	141
経常利益	60,710	62,736
特別利益		
新株予約権戻入益	7,009	5,389
本社移転費用引当金戻入益	—	3,228
特別利益合計	7,009	8,618
税引前四半期純利益	67,719	71,354
法人税、住民税及び事業税	30,591	9,566
法人税等調整額	△5,575	17,947
法人税等合計	25,016	27,514
四半期純利益	42,703	43,840

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成22年3月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	121,563	91,234
減価償却費	12,265	19,468
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,075	889
本社移転費用引当金の増減額 (△は減少)	—	△25,293
受取利息及び受取配当金	△175	△83
売上債権の増減額 (△は増加)	△10,421	△65,552
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,256	△2,345
仕入債務の増減額 (△は減少)	—	1,752
未払消費税等の増減額 (△は減少)	903	△7,534
その他	△12,019	58,787
小計	115,447	71,323
利息及び配当金の受取額	175	83
法人税等の支払額	△51,960	△74,117
営業活動によるキャッシュ・フロー	63,663	△2,710
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△15,180	△53,184
無形固定資産の取得による支出	△17,283	△33,533
敷金及び保証金の差入による支出	—	△61,903
敷金及び保証金の回収による収入	21	41,460
事業譲受による支出	—	△22,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△32,443	△129,162
財務活動によるキャッシュ・フロー		
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	—
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	31,219	△131,872
現金及び現金同等物の期首残高	896,460	946,539
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 927,680	* 814,667

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 なお、資産除去債務の負債計上及び対応する除去費用の資産計上に代えて、賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当第2四半期累計期間の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益はそれぞれ350千円減少しております。また、当会計基準の適用開始により、投資その他の資産が350千円減少しております。

【簡便な会計処理】

	当第2四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第2四半期会計期間末の貸倒実績率が前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率を使用して貸倒見積高を算定しております。
3. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価格を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期末 (平成23年8月31日)	前事業年度末 (平成23年2月28日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、46,258千円です。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、103,768千円です。
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	※2 消費税等の取扱い —

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 175,040千円	給与手当 210,083千円
研究開発費 39,567千円	研究開発費 45,499千円
貸倒引当金繰入額 2,075千円	貸倒引当金繰入額 1,331千円
賞与引当金繰入額 42,734千円	賞与引当金繰入額 39,553千円

前第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)
※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 85,926千円	給与手当 104,964千円
研究開発費 22,166千円	研究開発費 22,278千円
貸倒引当金繰入額 1,517千円	貸倒引当金繰入額 561千円
賞与引当金繰入額 21,493千円	賞与引当金繰入額 20,140千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年8月31日現在) (千円)	※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年8月31日現在) (千円)
現金及び預金勘定 927,680	現金及び預金勘定 814,667
現金及び現金同等物 927,680	現金及び現金同等物 814,667

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成23年8月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 16,370株
2. 自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成23年6月1日至平成23年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額
新株予約権戻入益 5,389千円
3. 当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は内部管理上採用している区分により、「情報資産プラットフォーム事業」、「メディアEC事業」、「EC運営事業」の3つを報告セグメントとしております。

「情報資産プラットフォーム事業」は、クライアントの保有する情報資産を安全に管理・保管するだけでなく、マーケティング活動等に有効活用できる情報資産プラットフォームをクラウドで提供しております。

「メディアEC事業」は、クライアントのサービス認知度の向上、Webサイトへの集客、ブランド力向上等のマーケティング支援としてインターネット広告販売等を行っております。

「EC運営事業」は、アパレル・ファッションに特化したECサイトの運営受託、企画、制作等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				四半期 損益計算書 計上額 (注)
	情報資産 プラットフォーム 事業	メディアEC事業	EC運営事業	計	
売上高					
外部顧客への売上高	700,944	64,957	46,195	812,097	812,097
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	700,944	64,957	46,195	812,097	812,097
セグメント利益又は セグメント損失(△)	137,358	△29,006	△26,092	82,259	82,259

当第2四半期会計期間(自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)

(単位：千円)

	報告セグメント				四半期 損益計算書 計上額 (注)
	情報資産 プラットフォーム 事業	メディアEC事業	EC運営事業	計	
売上高					
外部顧客への売上高	356,067	49,402	22,027	427,498	427,498
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	356,067	49,402	22,027	427,498	427,498
セグメント利益又は セグメント損失(△)	87,558	△12,532	△12,431	62,594	62,594

(注) セグメント利益又はセグメント損失の合計額は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成23年8月31日)		前事業年度末 (平成23年2月28日)	
1株当たり純資産額	73,479.65円	1株当たり純資産額	70,098.43円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)		当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	4,530.16円	1株当たり四半期純利益金額	3,381.22円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	4,513.89円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	3,368.67円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成22年3月1日 至平成22年8月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	74,158	55,350
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	74,158	55,350
期中平均株式数(株)	16,370	16,370
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	59	61
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

前第2四半期会計期間 (自平成22年6月1日 至平成22年8月31日)		当第2四半期会計期間 (自平成23年6月1日 至平成23年8月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	2,608.62円	1株当たり四半期純利益金額	2,678.10円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,599.41円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	2,668.16円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自 平成23年6月1日 至 平成23年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 (千円)	42,703	43,840
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	42,703	43,840
期中平均株式数 (株)	16,370	16,370
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	58	61
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

1. 第三者割当により発行される株式の払い込みについて

当社は、平成23年8月16日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当による新株式発行について、平成23年9月1日付けで全額の払込を受けております。

当該新株式発行の概要は以下のとおりであります。

(1) 発行新株式数	普通株式 2,500株
(2) 発行価格	1株につき 103,000円
(3) 発行価格の総額	257,500,000円
(4) 資本組入額	51,500円
(5) 資本組入額の総額	128,750,000円
(6) 申込期日	平成23年9月1日
(7) 払込期日	平成23年9月1日
(8) 割当先及び割当株式数	ユニテッドベンチャーズ株式会社 2,500株

(9) 資金使途

発行総額から発行諸費用1百万円を差し引いた256百万円のうち、約176百万円を新規事業・新規サービスへの開発投資及び運転資金に、約50百万円をビジネスオンライン株式会社が運営する「ネットde会計」「ネットde青色申告」の事業譲受に係る譲受資金に、約30百万円を福岡支店立ち上げの準備、運転・活動資金に充当いたします。

2. 重要な事業の譲受

平成23年9月30日開催の取締役会決議により、ビジネスオンライン株式会社の一部事業である「ネットde会計」「ネットde青色申告」に関する事業の譲受けについて、同日付けで事業譲渡契約書を締結し、同契約に基づき事業譲受を完了いたしました。

なお、事業譲受の概要は次のとおりであります。

(1) 事業譲受の目的

当社の主たる事業の一つである情報資産プラットフォームのバリエーションがさらに増えることに加えて、当社が既に提供している「給与明細書電子化サービス」との親和性が極めて高いことから、多くの中小零細企業又は個人事業主に対して、業務効率向上とコスト削減を両立するクラウドをベースとした幅広いバックオフィスのソリューションを提供することが可能となると考えております。

(2) 譲受ける相手会社の名称等

名称：ビジネスオンライン株式会社

所在地：東京都中央区日本橋浜町2丁目33番7号

代表者：代表取締役 藤井 博之

資本金：99,000千円

(3) 譲受ける事業の内容

譲受事業は「ネットde会計」「ネットde青色申告」に関する事業です。

「ネットde会計」は、簡単・リアルタイム・スピーディに帳簿入力や集計を行うことができる、中小企業向けのインターネット経理システムを提供する事業です。

「ネットde青色申告」は、個人事業主の方がインターネット上で簡単・安心・便利に青色申告決算書まで作成することができるクラウド型の青色申告ソフトを提供する事業です。

(4) 譲受ける資産及び負債の額

会計クラウド事業に係る固定資産、その他本事業の運営・継続に必要な資産及び負債であり、譲受ける資産及び負債の額は、平成23年9月30日現在の時価を基準としており、現在精査中であります。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月13日

株式会社パイブドビッツ

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊 宣昭	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 俊哉	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山 正樹	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第11期事業年度の第2四半期会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成22年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年10月13日

株式会社パイブドビッツ

取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 俊哉 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第12期事業年度の第2四半期会計期間（平成23年6月1日から平成23年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成23年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、平成23年8月16日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式発行については、平成23年9月1日付けで払い込みを受けている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。